

報道機関各位

都市計画課建築係

タイトル 特定空家等に対する略式代執行の実施について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	特定空家等に対する略式代執行の実施について
日時	令和2年9月14日（月曜日） 午前10時から代執行開始宣言後、着手予定
場所・住所	赤穂市加里屋1639番地4
趣旨・目的（PRしたいこと）	<p>市では、所有者等を確認できず、かつ、保安上極めて危険な状態にある特定空家等について、令和2年5月15日付け赤穂市告示第25号で建築物の除却等を行うよう公告しましたが、期限までに必要な措置が履行されなかったため、略式代執行を実施します。</p> <p>なお、本件は、本市において第1例目の略式代執行となります。</p> <p>※ 報道機関の皆様へ</p> <p>近隣住民への迷惑、混乱を避けるため、当日の取材をされる方は、次の事項にご配慮ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・腕章を着用する等、どこの報道機関か分かるようにしてください。・民有地には許可無く立ち入らないでください。・作業中の市職員や作業員への取材はお控えください。・現地には駐車スペースはありませんので、車両は赤穂市役所駐車場等に駐車の上、現地へは徒歩でお越しください。路上駐車は行わないでください。・その他代執行の妨げになるような行為は行わず、当日は市職員の指示に従ってください。
問い合わせ先	部課係名：建設部都市計画課建築係 担当者名：澗口、内波 電話：0791-43-6827（直通） FAX：0791-43-6974

添付資料 有・無○ホームページへの掲載 有・無

添付資料

1 略式代執行について

略式代執行は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、所有者等を確認できない場合に、市が所有者等に代わって特定空家等の改善に必要な措置を行うものです。

2 特定空家等の概要

所在地 赤穂市加里屋1639番地4

用途 倉庫

構造 軽量鉄骨造2階建（一部木造平屋建）

建築面積 約73㎡、延べ床面積 約114㎡

3 略式代執行の内容

建築物の地上部分全部とそれに附属する動産、工作物の除却

4 執行予定日

令和2年9月14日（月） 午前10時から代執行開始宣言後、着手予定

5 略式代執行に要する費用

除却工事及び動産確認外業務委託 契約額341万円

6 位置図

